

議会だより

● 議案審議	P 2
● 一般質問(7人が登壇)	P 4
● 常任委員会活動報告	P 11
● 介護保険に係る不祥事	P 12
● 熊本地震へ職員派遣	P 14
● 追跡調査	P 15
● ようこそみなへ町へお知らせ	P 16

〈5月定例会〉



5月定例会

5月定例会は、5月18日から6月1日までの15日間の会期で開催されました。町長から提案された専決処分承認7件、「みなべ町特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部改正」や平成28年度一般会計補正予算など議案9件を慎重に審議し、いずれも可決しました。

一般質問では7人の議員が登壇し、活発な質問をしました。

主な議案審議Q&A

常勤特別職の給与条例改正（町長・副町長の給与削減）

Q 不祥事に対する議案を審議するにあたり、どのような不祥事があったのか、具体的な内容と数字の説明を。

A 5月16日の議会全員協議会で説明した内容で網羅できています。数字は精査して改めて報告します。

Q 議員はその説明で把握できているが、町民には伝わっていない。精査は不要、暫定的な参考値でも議案審議には十分、本議会の場で改めて説明を。

※開かれた議会であるために傍聴不可、議事録もない閉じられた会での説明を前提に本議会で議案審議することにはあつてはならない。

A 数字は還付の関係で精査中。ホームページで報告書を出します。

（注・6月13日に町ホームページに掲載。本号12、13ページにも掲載）

Q 今の答弁の数字とは、未収額、二重払い、不要な督促金上乘せのことだろうか、決算書の調定額・未収額改ざんについては報告がない。改ざん

額は発表しないのか。

A 3月25日の全員協議会で初めて報告した際、前課長から調定額などにつき未確定の数字として説明したが、資料は回収しました。この時の資料は後ほど再び提出します。

額にできないか。合宿を誘致するため、町内の宿泊施設を利用する場合は1年で運用しています。

千里ヶ丘球場設置管理条例改正

Q ピッチングマシン関連で、球場の予約が6か月前からなのを、1〜2年前から

にできないか。合宿を誘致するため、町内の宿泊施設を利用する場合は1年で運用しています。



ピッチングマシン画像例

Q 貸与型にした上で、「頑張ってくれたら返還免除」の方がよいのでは。途中であきらめるような人

A 1年間在籍して給付を受け、2回生の途中で辞めた場合は、1年分は認めます。在学証明で毎年把握します。

ふるさと応援給付型奨学金の新設

Q お金をもらった学生が学校を辞めてしまったらどうなるのか。

A 「学費の支弁が困難」の基準は何か。条例案ではわかりにくい。

A 現在の貸与型奨学金選考の所得基準で運用したい。「大学生等」に、専門学校、専修学校は含むのか。

Q 「本人か保護者が町在住」が要件です。1年ごとの報告で活動を把握しながら給付を続けます。留学も対象です。



A しつかりした選考委員会で人物を把握し応援したい。

Q 奨学生に選んだ人が責任をとるのか。

A 額は20万円×3人です。判断方法は面接と作文も検討します。PRは、町が各消費地に行った時に手伝ってもらおう。梅干しやパンフを大学や都会で配ってもらおうのを想定します。時期は、本年度は7月募集、8月選考。来年度から6月募集、7月選考です。

Q 学生は町内出身者に限るか。

A 奨学生に一旦選ばれると卒業までOKか。外国の大学に留学した場合は。

Q 「本人か保護者が町在住」が要件です。1年ごとの報告で活動を把握しながら給付を続けます。留学も対象です。

A 奨学生に選んだ人が責任をとるのか。

専門学校及び高専のうち4・5年次を考えています。

Q 金額、「応援する志」の判断方法、「町の情報発信」の内容、申請時期は。

A 額は20万円×3人です。判断方法は面接と作文も検討します。PRは、町が各消費地に行った時に手伝ってもらおう。梅干しやパンフを大学や都会で配ってもらおうのを想定します。時期は、本年度は7月募集、8月選考。来年度から6月募集、7月選考です。

Q 学生は町内出身者に限るか。

A 「本人か保護者が町在住」が要件です。1年ごとの報告で活動を把握しながら給付を続けます。留学も対象です。

Q 奨学生に選んだ人が責任をとるのか。

A 奨学生に選んだ人が責任をとるのか。

Q 奨学生に選んだ人が責任をとるのか。

A 奨学生に選んだ人が責任をとるのか。

Q 奨学生に選んだ人が責任をとるのか。

国保条例改正

Q 今年、引き下げできた理由は。

A 4千万円の繰り入れをしたのと、

27年度にインフルエンザが少なかったからです。

平成28年度一般会計補正予算第1号

ふるさと納税返礼品の展示

Q 展示はパッケージになることですが、梅干し（テトラ）、備長炭などは現物展示も可能では。

A 現段階では展示方法まで未定。中身の見せられる物、PRできる物はそういった形で展示したい。



展示ケースの画像例

津波避難センター

Q 用地購入が完了するまで着工しないのか。

A 当然そうなりません。

Q 工事の変更で増額の内訳を、全

員協議会だけでなく本会議でも説明を。事業費総額と補助金額、町単独事業額の説明を。

A 今回の4千万円補正で総額2億5千万円。内訳は手すり等の材質変更で2420万円、2階研修室の形状変更で670万円、外構舗装の洗掘対策等で630万円、その他280万円です。

というが、スチールメッキでも耐用年数は長いのでは。

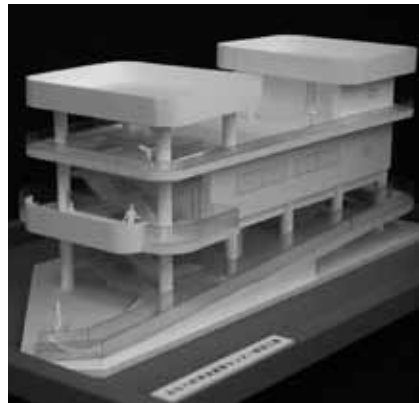
A 建物の耐用年数は概ね65年、ステンレス製の手すりも65年。耐用年数が鉄より3倍以上に延び、費用が2・5倍で済むのでステンレスの方が有利と判断しました。

Q 窓の構造変更で670万円増だが、建物の強度が落ちるのでは。2階まで津波は来ない想定だが、想定は想定であり、とらわれてはいけません。

A 耐震の度合、浸水の度合など指

Q 手すりのステンレス化で予算が上がった

A 1億5千万円で、差し引き1億円が町単独事業です。



避難センターの模型



現場の石

平成28年度一般会計補正予算第2号

町道滝島之瀬線維持補修工事

Q 落石防止のためロープ掛けする

というが、石の撤去をすべきでは。方法はクレーンで吊り上げ、人力で転がす、粉砕など。

A この石は非常に硬く場所も急峻

人力では難しい。現場へ入って施工業者と相談の上、撤去可能か否か検討します。

A 追加という形になる可能性があります。

A 施工段階で必要であれば工事の追加という形になる可能性があります。

●各議員の議案採決結果（反対のあった議案のみ）○：賛成 ×：反対 -：議長は採決には加わりません

議案	井口 雅裕	中井 重雄	下村 勤	森坂 義明	中本 光一	真造 賢二	原田 覚	佐々木香徳	谷本 吉弘	北谷 清治	竹本 栄次	田中 昭彦
みなべ町特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例について	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	-
みなべ町ふるさと応援奨学基金条例について	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
平成28年度みなべ町一般会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	-

なかもと こういち
中本光一 議員



教育 小学生の通学カバンに 機能面・価格面の考慮を!!

➔ 選択は自由、児童に適したカバンの購入を

教育長 通学用のカバンについては、例えば緊急時に危険を回避できるように両手を自由にできるものであれば、選択は保護者の方々にお任せしているのが現状です。

非常に軽く経済的で遠足時にはリュックサックとしても使用できます。ランリックの導入を考えてはどうかと思います。

質問 京都府で始まりました通学用のランリックは、販売当初より大切な子供を交通事故から守りたいという願いをもとに道路危険標識をモチーフに誕生しました。

実際、ランドセルが壊れたりした場合、学校では、買い替え負担も考えリュックサックでもよいとしています。

町長 子供の交通安全面からいい品物であると思います。保護者の方々にこういう品物もあるというPRはしてもよいのではと思います。

再質問 通学カバンはできるだけ自分の使いやすい形の物で、ランドセルに規定されているわけではないということですね。

教育長 教育委員会として通学用のカバンはランドセルということで推奨しているわけではございません。

提 案

小学生の通学カバンは、ランドセルに規定されていません。

従いまして、緊急時に危険を回避できるように両手を自由にできるものであれば、機能面・価格面を考慮して、児童に適したカバンの購入を検討してください。



一般質問は、平成28年5月27日に7人の議員が行ないました。

不祥事 徹底的な原因究明と対策を

➔ 早急に管理体制を見直し

質問 今回の介護保険特別会計に関する不祥事事件について私の考えを言わせてもらいます。四つあります。

① 働く姿勢

公務員はその地域全ての人々の公共のために働くことを再認識するのが根本

② 各課相互の関連事項のチェック体制

異常な処理をすれば、異常な数字がどこかにでてくるはず

③ 相談できる環境・組織づくり

失敗に気付いた時点で、相談できる同僚・上司との環境づくり

④ 内部監査制度

違う部署が、収支金額だけでなく実際に在庫数量が一致するか定期的に調査

他にも、管理体制の強化方法がありますが、どのようにお考えでしょうか。

町長 管理体制の組織として副町長、総務課長に加えて別の担当課の職員で体制づくりをしていきたい。

財務規則、事務決済規程、文書管理規程等に基づいているかという部分もありますので精通している職員があれば一番スムーズ、早急に体制づくりに取り組んでまいります。

対 策

管理体制は、管理職員と議員が一発に行い、再発防止に努めなければなりません。



なか い しげ お
中井重雄 議員

不祥事 介護保険問題の再発防止策は

➔ ダブルチェックと内部監査の徹底

質問

一、問題発覚後の対応

不適切な事務処理の結果、迷惑をかけた住民へのお詫びと説明、適切な納付のお願いについては迅速で丁寧な対応をしていただいたことは大変良かったと思います。ありがとうございます。

二、処分内容

関わった職員への処分については、私はおおむね了承します。

三、再発防止のための詳しい具体策は…

これが一番大切だと思うのですが、行政として町民の信頼をどう回復するのかわかりません。

二度とこのような事が起こらないように、個人任せにするのではなく、事故になる前に対処しチームワークで日ごろの取り組みを

きっちりやってほしいと思います。

これは、どの業務にも通じるものです。特別にお金の出し入れについては、たとえ5円10円の金でも当該課で二重チェックする体制が必要だと考えます。

町として、再発防止のために当然考えておられる事だと思えますが、町民に理解され、信頼されるよう事務処理の「ダブルチェックの体制」や「再発防止」のための方策を詳しく説明していただきたい。

町長

今後につきましては、担当職員の事務処理の再確認、それと直属の上司をはじめ事務処理上での確認機能の強化を徹底させるとともに、上司と部下、同僚同士で互いに職務に対する相互認識がとれるようにしてまい

ります。

具体的には毎月の資格取得者への決定通知書と納付書発送の確認、年度末での調定収入済み額、未納金額、未納者名簿との突き合わせ等の徹底等も行ってまいりたいと思えます。

一応、担当職員もマニュアル的なものもつくってございましたので、的確にマニュアルどおりになされているかということで、少ない職員の中ではございますけれども、ダブルチェックのできるような形で進めてまいりたい。

それから、先ほども申しましたように、内部監査を充実いたしまして、担当課でない職員が監査を行う、そういう体制づくりを努めてまいりたい。これが再発防止につながるのではないかと考えてい

ますのでよろしくお願ひします。

再質問

事故が起こったからの対応は、大変よくやっていただいたと喜んでいただいているのですが、当該課できっちりやっておれば問題がなかったと思います。チームワークというのは大切で、先ほども説明を受けたように、やっていただければありがたいと思います。

よろしくお願ひします。

町長

それぞれの仕事、職員数の関係もあって、専ら一人で行うことが多くございました。

ですけれども、事務規程によりますと、主と副というのがございまして、必ず二人体制で行うということにしておりますので、今後その徹底に努めてまいりたいと考えていま



す。

どうしても年間を通じて仕事量として多い部分、少ない部分、たくさんございます。少ない部分につきましては、一人で行ってしまいがちになるかなというふうにも思っておりますけれども、そこからは副担当もおりますので、二名体制でチェックをかけながら進めていけるような体制づくりに努めてまいりたいと思えます。

いぐちまさひろ
井口雅裕 議員

災害復旧 支援を受ける側の体制は

➔ 避難所の立上げ・運営、救援物資の受入等を地域リーダーと共に

**熊本地震によせて
質問** 今回の熊

本地震において犠牲となられました方々のご冥福を祈るとともに被災された人々にお見舞いを申し上げます。

支援をする側として何を、支援を

受ける側としてどうするのかお尋ねします。

支援の方法として、救援物資の確保、届け出方法、義援金を募る、人材の派遣、ボランティアへの応援等がありますが町ではどのような取り組みをしているのでしょうか。

支援を受ける側には回りたくはないのですが、南海トラフ大地震が近々100%起きるとされている中、被災するのは火を見るよりも明らかであります。被災した際に、避難

所の立上げ、救援の受け入れ態勢、救援の



避難所の状況

プの消防服を着用していると思います。みなべ町も取り入れてはどうでしょうか。

町長 まず、熊本地震災害に対する災害復旧支援に関し、町の取り組み状況についてお答えさせていただきます。

義援金等につきましては、町と区長会の連名で、町民の皆さんに協力を呼びかけ、日本赤十字社の熊本地震災援金受付窓口に振り込み、金額等公表したいとおもいます。

続いて、人材の派遣については地震発生後、すぐに和歌山県と関西

広域連合が連携を致しまして、初動期における情報収集を行っておりましたので、みなべ町といたしましては、和歌山の派遣要請に対応するための体制を整えています。(6月に

職員1名を派遣。14ページに掲載)

南海トラフ大地震の発生に対する、町の備えについてですが、避難所の立上げ、その運営、救援物資の受け入れ態勢に関する問題が多々あるかと思えます。

今までは、津波からの第一次避難に関する対策を積極的に行ってまいりました。地域の自主防災会の皆さんにも訓練等の実施を呼びかけてまいりましたけど、今後は災害発生を想定した応急対応訓練などの取り組みも必要

であると感じています。避難所に関しましては、避難所運営リーダー養成講座の開催ができるように努めてまいりたいと考えています。

町職員も防災士等の教育を考えてみてはという事ですが、防災士の資格の取得は、自主

防災会に呼びかけをいたしまして、地域の防災リーダーとしての活動に期待しています。

町職員に防災服を導入してはとの事ですが、被災地の活動で一番わかりやすいのが制服ではないかと思えます。制服を着用していればみなべ町職員であることがだれでも確認することが出来て、結果として災害応急活動の促進につながる可能性はあると思います。隣の印南町ですでに導入されていますので、導入効果の確認を行うなど検討してまいります。

現場では、制服の持っている力の大きさに痛感させられました。制服の人がその場にいないだけで、安心感が生まれほっとするそうです。

隣の印南町では女性スタッフも新しいタイ

防災服での作業状況



防災服での作業状況



たにもとよしひろ
谷本吉弘 議員

防災 津波被害からの早期復興の為の道路整備

➔ 費用等を総合的に判断すると困難

質問 私たちみなべ町におきましても避難道路の整備がほぼ終わり、公共施設の移転や防災広場の整備の段階へと移ってまいりました。

東日本大震災からの復興状況を見ておりますと、人口密集地から先に手がつけられ、大都市から離れるほど遅くなっているように感じられます。

紀南の中心都市である田辺市に隣接している地の利を生かす為の早期復旧・復興が出来る道路整備を行ってはどうでしょうか。

農免道路と県道中芳養南部線をダイレクトに繋げば、国道より高い所にあり、田辺市と結ぶ幹線道路になります。田辺市側においても、農免道路と田辺バイパスが繋がるのですから大変有効ではないでしょうか。通称国体道路と中芳養南部線を

結ぶJRの高架下の接続部分の使い勝手の悪さは言うまでもありません。立体交差する陸橋で直接結ぶことが出来れば、堺から山内や旧南部川村まで、ほぼ全町を網羅する道となります。

復興を視野に入れた道路づくりが求められる今、早期復旧・復興が出来るみなべ町を考えられるかがどうか。

町長 鉄道との立体交差の場合、架線の高さにもよりますが、道路構造令上、建築限界として5・3メートルが必要となります。路面高については、桁高及び余裕を見て、線路よりも7メートル程度高い位置になります。この高さを両側へすりつけるために、最低でもおのおの100メートル程度のとり合わせ区

間が必要となり、橋梁区間も含め、250メートルから300メートルぐらいの路線計画になると考えています。線路上の工事については、安全性からも工事が膨大になり、JRとの協議、用地問題、費用対効果を総合的に判断すると、少し無理があるように思われます。

防災上の話であり、一概に否定するものではありませんが、本箇所につきましては津波浸水予想範囲内でもあることから、防災面からは、計画をしております防災広場への避難路ネットワーク道路の一環といたしまして、高台である医王寺付近への接続を考えるほうが現実的ではないかと考えています。

再質問

県道 中芳養南部線と農免道路の接合部分がUターン禁止になつて、県道から農免道路、農免道路から県道へ行くのに住宅地内の3メートルあるかないかの道をL字型に通つて行

かないと行けなくなりました。両方から来た車が右往左往する状況のなかで、高齢者がバギーをついて歩いているわけです。

この先、みなべ町も団塊の世代前後の方々が高齢化になってきます。高齢者が安心して住めるまちづくりという点においても、直結というのを考えていただきたいと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。



町長 農免道路から浜まで、一部広くなつて、一部狭い道があります。埴田と片町の間を通つて行く道、これも非常に狭いですが、この道が広げられればと思っています。用地の解決がつけば早期に拡幅して、県道中芳養線につながる形にという構想で取り組んでいます。

はら だ さとる
原田 覚 議員



農業 世界農業遺産 アクションプランの進捗状況は？

➔ 3つの部会で具体化検討

質問 前回の3月定例会では、今後の取り組みについて農業・林業・観光の3分野の専門部会を設置して検討するとのお答えで、その委員には協議会や構成団体からだけではなく、いろんな分野の方々から選出するという事でしたが、現在専門部会はどうなりましたか。

また町民の理解を深めるために、町民を巻き込んだワークショップや説明会を開催するといわれましたが、町民の皆さんの参加はできるのか。

そして、地方創生加速化交付金の担当する団体や協議会等の決定や、予算も前回の予定通りの振分けなのか。

町長 第1回みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会総会が5月10日に開催されました。GIAHSプロジェクトアクションプランを円滑に推進するため農

業部会は、生産と加工販売の2つに分けます。それと林業部会・観光部会の3部会で毎月開催します。

町民の参加については、推進協議会の組織構成以外の方も入っています。みなべ町・田辺市の両市町の住民代表として推進協議会に参画して、アクションプランを円滑に推進していきます。具体的なものは、梅システムマスタリーの養成、清川地区の住民の方々が国連大学とともに里山意識調査を行ない、ワークショップを通じ地域の発展に寄与していく動きを進めています。

地方創生加速化交付金については、和歌山県、田辺市と連携しての交付金事業4238万円。それと、みなべ町単独での梅プロモーション事業、備長炭の保全と森林資源活用の地域活性化事業

（予算詳細は前回の議会だより第44号に記載）

再質問 町民の皆さんに十分伝わっているか心配であります。細部まで報告し、早く実行していただきたい。

町長 できるだけ早くいくよう努めます。今は、ロゴマークを募集しているが、デザインの問題など、間違いの無いように着実に進めていくことにご理解を賜りたい。各部会で決定した部分については、皆様にお知らせできればと思っています。

再々質問 多額の交付金もあり、素晴らしい事業でありますので、間違いのないように取り組んでいただきたい。

町長 100%国のお金であり計画書に沿わなければ返還という事にもなりますので、よく詰めながら、なおかつスピーディーに進め

農業部会	生産部門 10名	JA 紀州、JA 紀南、みなべアグリ5（農業士会、農業委員会、JA 梅部会）、JA 紀南生産販売委員会3名、みなべ梅郷クラブ、西牟婁4Hクラブ
	加工販売部門 8名	JA 紀州、JA 紀南、紀州みなべ梅干協同組合、紀州田辺梅干協同組合、みなべアグリ5（農業振興協議会、梅干生産者協議会）、JA 紀南生産販売委員会2名
林業部会	5名	みなべ町備長炭生産者組合、みなべ川森林組合、みなべ里山活用研究会、田辺市木炭生産者組合、秋津川振興会
観光部会	7名	みなべ観光協会2名、梅の里観梅協会、里山梅まつり実行委員会、田辺観光協会、田辺市熊野ツーリズムビューロー、紀州田辺観梅協会

たいと考えています。

各部会メンバー

産業 6月6日に梅干しおにぎりを食べる取組

↓様々なPR、学校給食で取組検討

質問 町全体で盛り上げて全国に発信する事業にしていきたいと思うが、町当局の対応は。

町長 チラシ、ポスター、のほりを作成しPR。飲食店やスーパーなどへの協力依頼や、広告折込み、町内放送を実施する考えです。

また、東京で行われた梅振興議員連盟の総会の中でもPRをしてまいりました。

教育長 学校給食において、おにぎりを子供たちに作ってもらい梅干しと一緒に食べるという行事ができないか検討しています。ふるさとを誇りに思える子供の育成に今後も努めたいと思っております。



さ さ き よしのり
佐々木 香徳 議員

不祥事 介護保険懲戒事案は 刑事事件相当である

➔ 身内に甘くということではない

質問 介護保険事務処理の不適切さと、調定額の改ざんとは別です。後者は3月29日付マスコミで「決算書で調定額に誤った数値を記載した」など、「改ざん」という用語は使わず、ほかした表現になっていました。本来の調定額と、改ざんされた調定額とを1円単位までお答え頂きたい。

改ざんは電磁的記録不正作出という、最大で懲役10年、収賄より重い犯罪です。当局側の説明では、自分が納付書を送っていないため収入済み額が上がらない。調定額との差額、つまり未納額が大きくなってしまふ。今年は何年で未納が多いんだ？とならないよう、財務会計のコンピュータで調定額を減らしたということでした。年度の途中までに決まっている数字を、年度が終わり決算時に操作するのは隠ぺい工作としか言いようがありません。彼の行為が刑法161条の2第2項の構成要件に該当すること、違法性阻却事由がないことを町長は認めますか。犯罪とは「構成要件に該当する違法で、有責な行為」ですが、2つは満たしているとは私と考えます。残る1つが責任の問題です。医者でない町長が刑事責任能力を判断できるのか疑問です。一切の事情を調べて、裁判にかけるか否か、決めるのは検察官の権限です。公務員は、捜査機関へ告発する義務があります。(刑事訴訟法239条第2項)

平成26年度みなべ町介護保険特別会計の決算書から、左欄から中間の2つを引くと右欄の額になる。

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
251,150,667	247,544,358	1,365,936	2,240,373

でいい」と判断すれば、復帰してもらえばいい

じゃないですか。町長の決断を求めます。**町長** 構成要件に該当するかどうかは、住所、氏名など重要部分の改ざんがあつた場合にこれ相当になるうかと思ひます。違法性阻却について特段言うことはありません。刑法239条も正当な裁量を認めています。調定額の決算書上の処理は平成28年度決算時に確定します。**再質問** 電磁的記録不正作出の実例を見ると、重要な部分かどうか、そういう区別はありません。自己流の解釈を持ち込まないでほしい。平成26年度決算書217頁に調定額2億5115万667円とあるのが、改ざんされた金額ですね。では、改ざん前はいくらだったのですか。

町には介護保険料の差し押さえ権限があり、一昨年度は全国1741の市区町村のうち517で1万人以上に対して差し押さえをしています。職員には甘く、住民には差し押さえ。納得できますか。**町長** 隠したり身内に甘くということではない。**住民福祉課長** 調定金額は精査中で、もう少しばらくお待ちを。**再々質問** 逆に、調定額をいくらさわつたか分からない段階で、(懲戒)処分が決められるのですか。百万円単位でしょう。処分の重さも変わるはずです。**町長** 実際に発送された金額の調定額に修正をした。それに上司や同僚が解明できなかったのを防ぐために内部の委員会を作りたい。

他の質問

●ひよう被害支援に各種減免、軽減猶予を。

※構成要件…何が犯罪であるのか、法律上特定された行為の類型。 ※違法性阻却事由…正当業務行為や正当防衛など、社会的に相当性のある事情。 ※責任…その人が社会的に非難を受けるに値すると評価できるかの性質。

しんぞうけんじ 議員
真造 賢二



不祥事 事件の全容の公表を

➔ 数字を精査し報告を

質問 残念ながら介護保険料徴収・処理において前代未聞の酷い不祥事が起こってしまいました。それにも関わらず、未だ町は町民に対し事件の全容を明らかにしようとしていません。コンプライアンスで大事なことは「事実を全て公にすること」「責任者の厳正な処分」「徹底した再発防止策」。これらを以て直接被害に遭われた方、そして間接的にも不信感を抱かされた町民の皆様の納得を得ることが唯一の事件解決のはず。まずは具体的な数字とともに速やかに全容を明らかに。条例でも「職員の分限及び懲戒処分の状況」を公表しなければならぬと自ら制定しているはず。

町長 今回の不祥事は大別すると不適切な事務処理、介護保険調定額・未収額の改ざんの二つです。細かい数字は現在精査中であり、**不祥事 徹底した再発防止策を**
各提案に対し具体化を検討、研究
質問 町長就任以来、新聞沙汰になった事件は何件ですか？
事件解決には町民が納得できる再発防止策の提示が必要と考えるが、その内容は。
町長 6件です。平成21年の公金詐欺事件以降、全て公にする姿勢で取り組んでいます。

再発防止策は他の議員への答弁の通りです。
再質問 広報誌やHPで1件も検索できませんが、どう公表されてきたのですか。
町長 広報誌で報告させて頂きます。
再質問 更なる再発防止策として以下事項を提案いたします、採用を検討を。
最終確定後に改めて何らかの形で町民の皆様に報告いたします。

①職員に対するメンタルケア体制
②気軽に相談できる体制
③監査室の設置
④条件附採用期間の厳格な適用
⑤コンプライアンスハンドブック作成&定期研修
町長 今年度から精神科医を含め産業医2名体制で対応
②その通り、体制作りを進めていきます
③どの程度のものが可能か検討します
④地方公務員法の関係で困難、法的にクリアできれば可能
⑤新たな人事評価制度を推進中。自ら目標、期限を設定しチェックする制度
再質問 条件附採用期間について人事院が厳格に適用するようにお達しを出しているはず。
町長 非常に難しい、地公法の範囲で可能なかどうか。全国的に採用されているのかも含め研究いたします。

広報 有益な情報のタイムリーな発信を
一括管理・発信、SNS活用
質問 町は重要な情報を内外に自ら発信していないのでは。重要な情報が地元紙にしか掲載されないということが多過ぎる。
HPを用いればタイムリーに発信できますし、広報誌では後追いであれ全町民にきちんと伝えられます。
町として内外に何をどう発信するのか？意識を明確に持って取組んで頂きたいが。
町長 タイムリーな情報発信に努めるべく、各課に任せていたHPへの掲載を総務課で一括して発信していきます。またSNSなども併せて活用し情報共有していければと考えています。
その他の質問
●梅で健康のまち宣言への本気度は？

地方公務員法（条件附採用）
第22条（略）職員の採用は、すべて条件付きのものとし、その職員がその職において六ヶ月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。（略）

産業建設常任委員会 活動報告

5月9日に梅作況調査を行いました。5月25日に国会議員でつくる梅振興議員連盟の総会があり、下村委員長が町長と共に出席しました。



梅作況調査

5月9日雨天の中、うめ課の課長と職員と共に、堺地区から高城・清川・岩代地区の24地区31園地の梅の作況調査を行いました。

改めてひょう被害のあった埴田や熊岡、晩稲地区の実を確認すると傷も大きくなりひどい状況でありました。

各委員とうめ課職員で作柄指数を調べると、平年並みのことでしたが、ひょう被害の事を考えると青梅出荷の出だしは少なくなるのではと思われず。ただ例年より高城・清川地区の実の肥りが早いように感じられたので、それをカバーできればと期待します。

梅振興議員連盟の総会へ

5月25日、国会議員でつくる梅振興議員連盟の総会が東京都千代田区の衆議院第二議員会館であり、小谷町長と下村委員長、うめ課職員やその他多くの梅関係者が出席しました。

小谷町長が「みなべ・田辺の梅システム」が世界農業遺産に認定されたことに関して感謝を述べました。そして梅食育普及促進協議会の事業で発刊した、和歌山の梅を漫画で紹介する「梅パワーのひみつ」を全国の小学校や図書館に配布し、出前講座の要望が80校近くあること、みなべ町では6月6日の「梅の日」に梅干しおにぎりを食べる運動を展開していくことを報告しました。

催すとし、女性の生産者の参加を呼び掛けたいとお願ひしました。

また、来年2月には町内で「全国ウメ生産者女性サミット」を開

遺産認定を契機に「UMÉ」を世界共通語として広め、海外に向けて情報発信、販路開拓に取り組むことなど左記の決議案が採択されました。

田辺の梅システム」が世界農業遺産に認定されたことに関して感謝を述べました。そして梅食育普及促進協議会の事業で発刊した、和歌山の梅を漫画で紹介する「梅パワーのひみつ」を全国の小学校や図書館に配布し、出前講座の要望が80校近くあること、みなべ町では6月6日の「梅の日」に梅干しおにぎりを食べる運動を展開していくことを報告しました。

- 一 生育不良については、基礎的知見に基づいた対策技術についての試験研究を引き続き実施するとともに、技術実証・改植等についての支援措置を講じること。
 - 一 梅干しは長期保存が可能で、災害発生時の食料として、食中毒予防や疲労回復、熱中症予防など優れた特長を有しており、家庭や自治体、省庁での食料備蓄に梅干しを加えるよう推進に努めること。
 - 一 梅が持つ機能性を科学的に証明するため、成分研究に取り組み、梅の健康効果・効能を立証し、健康をキーワードにした梅の消費拡大を図ること。
 - 一 食品の新たな機能性表示制度において、梅をはじめとする農産物およびその加工品で幅広く活用できるように、国において表示に必要な科学的根拠を示すとともに、機能性表示届出に向けた支援及び関連事業を創設すること。
 - 一 世界農業遺産認定を契機に、「UME」を世界共通語として広め、海外に向けて情報発信、販路開拓に取り組むこと。
 - 一 日本食文化を理解させるため、学校給食に梅を出し、学童に食させること。さらに、梅干しの作り方を体験学習の中で指導すること。
- 平成二十八年五月二十五日
梅振興議員連盟

介護保険に係る不祥事についての経緯と対応

不祥事は平成28年3月18日に発覚し、議会へは同25日に初めて報告がありました。その後、4月20日、5月16日と計3回、逐次、進捗等についての報告がありました。

議会としては町民への事実公表、責任の所在・取り方、再発防止策等の意見を書面にて町長に伝えました。

その後、第2回定例町議会の一般質問（P4、5、9、10）、町長・副町長減給議案審議（P3）において、議員各自が事項について質問をしました。

議会閉会后、6月13日付で町ホームページ上に本件についての報告書が掲載されました（7月19日現在は削除）。不祥事の公表として必要なことは網羅されています。しかし町長は広報誌で公にすると明言（P10 答弁）したにも関わらず、広報誌7月号には一切の記載がありませんでした。ホームページは一部の方にしか見てもらうことができず、町民の皆様へ公表するには、各戸へ配布される広報誌以外にあり得ません。

今後は、役場自らがコンプライアンス能力、自浄能力を示して頂きたいと思います。

本来であれば町の広報誌に掲載されるべき事項ですが、いつまでも掲載されない以上、議会の責任として、町民の皆様の不祥事の全容を速やかにお伝えすべく、町のホームページに掲載された不祥事に関する報告書を以下に転載します。

介護保険特別会計における不適切な事務処理に関する報告書

平成28年6月13日現在

平成28年3月18日に発覚しました介護保険特別会計における不適切な事務処理の内容及び事後処理の状況は以下の通りです。

(1) 不適切な事務処理の内容

- ① 介護保険料決定通知書及び納付書が発送されていなかった。

平成26年度分 43人 1,386,825円

平成27年度分 233人 12,595,780円

合計 276人 13,982,605円

- ② 介護保険料の口座振替を申請された方の処理を放置していた。

17件 661,825円

- ③ 福祉用具購入費・住宅改修費補助金の給付業務において誤った支払いを行ったり、放置したりしていた。

誤った支払いのため返還をお願いしたもの 10件 517,054円

未払いとなっていたもの 9件 196,624円

- ④ 徴収済みの介護保険料の過誤納金の還付作業を放置していた。

184件 1,772,600円

- ⑤ 納付書の発送を行っていないのにも関わらず、平成27年度介護保険料を徴収

する際に督促手数料を徴収していたなど、本来、徴収出来ない督促手数料を徴収してしまった。

16件 4,500円

- ⑥ 平成26年度決算時に未収額が多くなることを隠そうとして調定額、未収額を実際の金額より低く改ざんした。

(2) 上記の不適切な事務処理の事後処理状況について

平成28年3月30日にお詫び文書の発送、4月7日以降各戸訪問を行って、お詫び、説明等を行って来ました。

- ① 約99%の方々にはご理解頂き、納付書を受け取って頂きました。残りの方にも根気よく説明させて頂きます。
- ② 全ての方にご理解頂き、処理が完了しました。
- ③ 全ての方にご理解頂き、返還が完了しました。
- ④ 予算上の処理が必要となるため、9月以降の処理となります。
- ⑤ 処理は完了しました。
- ⑥ 平成26年度の決算は終了していていますので、平成28年度内での調定、収納、未収金の計上を行うこととなります。平成26年度の決算額を修正する訳にはいかず、年度を跨いだ処理を行わざるを得ない状況にあります。

(3) 懲戒処分の内容（5月18日）

住民福祉課 当該職員 停職1ヶ月
住民福祉課 副課長（2名） 戒告

- (4) 6月1日の第2回定例町議会において町長は減給10分の1を2ヶ月、副町長は減給10分の1を1ヶ月とする条例改正が可決されました。

(5) 再発防止策について

① 介護保険業務

介護保険業務においては毎月の資格取得者への決定通知書と納付書の発送の確認、福祉用具補助と住宅改修補助の支払の確認、年度末での調定、収入済額、未収金額、未納付者名簿との突合等の業務の徹底などを行っていきます。

② 組織機能の再検討

行政改革の下、職員の削減を行って来ましたが、再度、現状を検証し適正な人員配置、組織機能のあり方を再考します。

③ 上司と部下、同僚同士、業務における相互認識のあり方を再度見直します。

④ 副町長・総務課長等による財務規則・事務決済規程・文書管理規程に基づく事務処理が適正に行われているかを確認することが出来る内部統制機能の充実を図ります。

熊本地震に職員派遣！

平成28年熊本地震に伴い、みなべ町から産業課の川崎卓也さんが6月14日～20日まで現地に赴き、調査に従事してきました。概要は、下記の通りです。

熊本地震における住家被害認定職員の派遣に係る活動実績について

1. 派遣概要

地震により被災した住宅の被害程度の調査（住家被害認定業務）を行うために、関西広域連合が支援を行っている熊本県益城町への応援職員として派遣された。

今回、第1陣のメンバーとして田辺市職員とともに派遣され、熊本県益城町で住家被害認定業務の第2次調査に従事した。

2. 住家被害認定業務第2次調査の状況

(1) 熊本県益城町の第2次調査申請状況等

- ・6月18日（土曜日）現在の第2次調査申請件数 2,825 棟
- ・上記時点の調査完了件数 426 棟（調査進捗率 15%）
- ・申請件数は現在も増加していて、派遣当時に聞いた内容では概ね1日100件のペースで増加

(2) 現地での活動実績

- ・班メンバー

派遣日	班人数	メンバー
1日目	4人	みなべ町、鳥取県2名、熊本県土地家屋調査士
2日目～5日目	3人	みなべ町、田辺市、熊本県土地家屋調査士

- ・6月15日～19日の5日間の調査件数 23 棟（1日平均4.6棟）

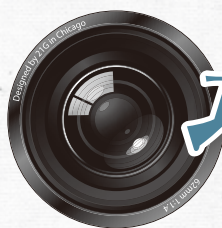
3. 熊本県益城町の家屋等の被災状況（写真）



1階部分の傾きが大きい



1階部分が完全に倒壊



追跡調査

議員の質問とその後の行方

あのか、議員が一般質問した内容や各委員会が提言した内容が、町施策にどのような内容で反映したかを確認するための調査です。

平成26年12月定例会 一般質問

旧町で平成10年まで
継続された
梅マラソンの復活を

教育長答弁

当時、交通事情や道路事情により中止せざるを得なくなった。体育協会とも相談して、実施可能かどうか検討します。

どうなった

教育委員会

大会運営上の安全管理面や近隣で同種の大会が既に実施されているなどから判断し、以前のようなマラソン大会の企画・開催は困難であると考えています。

最近では、山間部を中心に走る、「トレイルラン」の大会も人気があります。海、山、川の自然に恵まれた当地域が取り組むのに値する行事であろうと考えております。

世界農業遺産認定の町としてのPRも含め、自然を活用した「トレイルラン大会」の検討をしています。

平成23年3月定例会 一般質問

続く職員の不祥事問題について綱紀肅正のしっかりした取り組みを

町長答弁

専門的な講師を招き、基本的な部分から研修をし直す。それを重ねることで、町民からの信頼の回復をできるように努める。

どうなった

総務課

平成23年度以降については倫理研修、メンタルヘルスケア、防災研修、情報漏洩対策、人事評価等々の研修を重ねています。

今後も多様な研修を企画し、職員個々の資質の向上を目指し、町民の皆さんの信頼回復に努めていきます。

☆お☆知☆ら☆せ☆

野菜ソムリエ 吉野健一さん のご紹介

野菜ソムリエ・吉野健一さん（48才）は、みなべの人たちや食材、地域の魅力に引かれて今年1月に横浜からみなべ町に移住されました。

移住後、料理講座や梅や野菜のPRイベント等、様々な活動を精力的にされてきました。

そして7月10日に「野菜ソムリエの定休日食堂 健～Sukoyaka～」をオープンされました。地域の食材を活かした料理の提供とそれらのPRをしていかれるとのこと。



- 住所 田辺市上屋敷 2-11-29
- 電話 080-6768-3686
- 営業 毎週 土・日曜
11～15時



「野菜ソムリエとして和歌山県、みなべ町を始めとした野菜果物の魅力を伝えるために活動していきます。」

●議会や議会だよりへの意見や感想を募集しています。どんなことでもかまいません、議会事務局または提案箱までお寄せください。

みなべ町議会だより No.45
平成28年8月1日発行
発行 みなべ町議会
編集 議会広報特別委員会
〒645-0002
和歌山県日高郡みなべ町芝742
TEL 0739-72-1334
FAX 0739-72-1335

ようこそみなべ町へ

他市町から嫁いで来られたお嫁さんの紹介コーナーです



おかだ ゆうこ よしひろ
岡田 裕子さん & 好浩さんご夫妻

みなべ町へ嫁いで来たお嫁さん、今回は田辺市上秋津出身で平成28年1月11日に、岡田好浩さん（埴田）と結婚されました岡田裕子さん（旧姓：早稲田）の紹介です。

Q どんなきっかけで、好浩さんと知り合いましたか？

→知人夫婦の紹介です。

Q みなべ町に嫁いできて感じたことは？

→町の皆さんが温かく、ご近所の方々も気さくに話しかけてくださり、主人にも「奥さんと一緒に遊びにおいでよ」と声をかけて頂いたり、とてもありがたく嬉しく思っています。

Q 町での生活はどうか？

（楽しい結婚生活のエピソードもあったらお聞かせください。）

→毎日、主人やお義父さんお義母さんと一緒に楽しく暮らしています。3月末に仕事を退職したばかりなので、これから少しずつ一緒に農業を手伝っていきたいです。

Q 町に望むことはありますか？

→明るく住みやすい町なので、これからもより良い町づくりをお願いします。

◎岡田裕子さん、ご協力ありがとうございました。

編集後記

平成16年10月に、みなべ町が合併して12年。3期目のみなべ町議会も残すところあと2か月となりました。

この4年間を振り返りますと、町政が町民の皆様の日々の生活の中で満足していただける働きをしたか、反省しなければいけない部分が多々あるように思います。

残された2か月を少しでも住みやすいみなべ町にするため頑張っていくとともに、4期目が速さを持った議会となるよう働き掛けていきたいと思っていますので、みなさまのご意見・ご要望を心よりお待ちしております。

広報特別委員会

中本 光一